

## 旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画検討委員会開催要綱

### (目的)

第1条 旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画を策定するにあたり、次に掲げることについて、関係する分野に見識を有する者から専門的な意見を聴取することを目的として、旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- (1) 旧齋藤氏別邸庭園の保存・管理・活用に関すること。
- (2) 旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画の策定に関すること。
- (3) そのほか、委員会が必要と認めること。

### (開催期間)

第2条 委員会の開催期間は、旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画の策定日までとする。

### (委員構成)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって構成する。

2 委員は、関係する分野に見識を有する者で構成する。

### (委員任期)

第4条 委員の任期は、旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画の策定日までとする。ただし、2年を超えることはできない。

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の進行を行う。

3 委員長が欠けたとき、または委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化スポーツ部歴史文化課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

#### (施行期日等)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。